

[廃棄物焼却炉] 令和 7(2025)年度

秋田工場

1 施設名称:2号廃棄物焼却炉

(1) 处分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	1,001	1,431	1,648	1,605	1,584	1,511	1,071	445					10,296
木くず	t／月	141	166	514	947	1,204	781	580	176					4,509
紙くず	t／月	527	905	783	809	841	660	913	248					5,685
廃プラ	t／月					15	95	20						130
その他	t／月													0
合計	t／月	1,669	2,502	2,945	3,361	3,644	3,047	2,584	869					20,620

(2) 燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項口】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉頂	バグフィルタ入口	スクラバ出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 燃却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定しておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事ができます。

(3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	スクラバー	スクラバー	
除去した日	4月3日	11月20日	

(4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項二】